

実施計画変更認可申請の状況および今後の申請予定

No.	件名	変更箇所	申請日	申請番号	重複状況	補正申請の可否	対応状況
1	除染装置スラッジ移送装置の設置	<ul style="list-style-type: none"> <li>目次</li> <li>II 2.5 本文 添付3</li> <li>2.7 添付2 添付3</li> <li>2.47(新規記載) 本文、添付1~4</li> <li>III 第1編 附則</li> <li>第2編 附則</li> <li>第3編 2.2.2</li> </ul>	R1.12.24	廃炉発官R1 第171号	<ul style="list-style-type: none"> <li>No.2</li> <li>No.4,11 No.4</li> <li>No.2,5,6,7,12</li> <li>No.2,6,7</li> <li>No.2,3,4,6,10</li> </ul> と重複	要 【記載変更】 【既認可反映】(原 規規発第2002199 号、2005271号、 20070804号、 2008037号、 2009291号、 20101210号、 2010302号、 2101222号、 2101291号、 2102022号、2102222 号、2103115、210406 3号、2107074 号、2107271 号、2109223号)	【2019年】 ○12/24に変更認可申請及び面談を実施。面談にて下記コメントをいただいでおり、2020/1/28に面談において下線部について、回答。 ・線量評価などの前提条件と考え方を示すこと。 ・運転中の作業員被ばくや廃棄物発生量について、説明すること。 ・海外調達品の品質確保について、説明すること。 【2020年】 ○1/28の面談において下記コメントを頂いている状況。 ・検査の考え方について、説明すること。 ○6/11に面談実施し、コメントは頂いていない状況。 【経緯】 -
2	放射性物質分析施設第2棟の設置	<ul style="list-style-type: none"> <li>目次</li> <li>II 2.48(新規記載) 本文、添付1~26</li> <li>III 第1編 附則</li> <li>第2編 附則</li> <li>第3編 2.2.2</li> <li>別冊集目次</li> <li>別冊25(新規記載)</li> </ul>	R2.5.20 R2.6.30 R3.1.8 R3.5.6	廃炉発官R2 第22号 廃炉発官R2 第67号 廃炉発官R2 第233号 廃炉発官R3 第30号	<ul style="list-style-type: none"> <li>No.1</li> <li>No.1,5,6,7,12</li> <li>No.1,6,7</li> <li>No.1,3,4,6,10</li> </ul> と重複	要 【既認可反映】(原 規規発第2107074 号、2107271、210922 3号)	○3/26に面談を実施し、以下のコメントを頂いている状況。 ・2/13の福島県沖地震をふまえて、審査中の案件について、影響評価に係る対応方針と今後のスケジュールを示すこと。 ○4/8、4/22に2月13日地震を踏まえた今後の評価に係る面談において、以下のコメントを頂いており、適用する地震動が決まったところで再度説明を行う予定。 ・2月13日地震の大きさの特定と今後の設計にどのような地震波を適用するか、整理すること。 【経緯】 ○5/20変更認可申請。5/25、6/4、6/16に面談を実施し、以下のコメントを頂いており、6/30の面談において回答。 ・燃料デブリ取り出しから分析施設での分析するまでの一連の流れを詳細に説明すること。 ○6/24、6/30、7/2面談を実施し、以下のコメントを頂いており、7/15/7/29/7/30の面談において回答。 ・外部火災の影響について、説明すること。分析後の廃棄物の扱いについて、説明すること。建物の共振について、問題がないことを説明すること。 ○8/27に面談を実施し、コメントは頂いていない状況。 ○9/16、9/24、9/30に面談を実施。9/4の面談において、以下のコメントを頂いており、10/15の面談において回答。 ・外部火災の考え方について整理すること。非常用照明の設置要否について、再検討すること。 ○7/15、7/29、7/30面談実施。以下のコメントを頂いている状況。下線部は9/16、10/15、10/21、10/29において回答。 ・廃棄物の扱いについて、全体取り纏め説明すること。施設全体の安全設計について、説明すること。 ○10/15の面談において、以下のコメントを頂いており、10/29の面談において回答。 ・非常用照明の設置に関する検討結果(法令との関係や設置場所)について説明すること。臨界警報発生時の対応について説明すること。 ○10/29の面談において以下のコメントを頂いており、11/11、11/20に回答。 ・不活性ガス消火設備の運用について問題なく消火できることを説明すること。 ○11/6に面談を実施し、以下のコメントを頂いており、11/20に回答。 ・閉じ込め機能にあるセルの前後弁を自動化しない理由を説明すること。 ○11/11、11/20に面談を実施し、以下のコメントを頂いており、11/27の面談において回答。 ・消火用のN2ボンベの本数の算出について、根拠を持って説明すること。 ○11/27面談において以下のコメントを頂いており、12/11回答。 ・屋内の消火水槽の容量根拠を説明すること。 ○12/11面談実施。1/8補正申請。 ○第85回監視評価検討会(11/16)に頂いた臨界管理のコメントについて、11/20、12/11、1/5、1/18、2/3に回答。 ○1/5、1/12に面談を実施し、1/18の面談にて回答 ・JAEAの火災防護装備について、説明すること ○1/18面談を実施し、2/3の面談にて回答。 ・閉じ込め機能として、隔離弁を自動化する場合のリスクを説明すること。 ○2/3の面談にて以下のコメントを頂いており、2/18の面談にて評価条件を説明。 ・臨界管理について、モデルの不均一効果を考慮し再評価すること。 ○2/26、3/4に面談実施し、以下のコメントを頂いており、3/18の面談において回答。 ・モデルの不均一効果の分類の仕方について、妥当性を説明すること。 ・臨界評価において3号機のMOX燃料を用いる事の妥当性を説明すること。第2棟で取り扱う量の根拠を説明すること。 ○4/15面談を実施し、コメントは頂いていない状況。 ○1/15に補正申請(1/8)した内容について、一部誤記が確認されたため、5/6の補正申請にて対応。 ○5/8に頂いたコメントについて、6/9に面談を実施。
3	大型廃棄物保管庫への使用済吸着塔架台他設置	<ul style="list-style-type: none"> <li>II 2.45 本文 添付7 添付13</li> <li>III 第3編 2.2.2</li> </ul>	R2.7.22	廃炉発官R2 第79号	<ul style="list-style-type: none"> <li>No.1,2,4,6,10</li> </ul> と重複	要 【既認可反映】(原 規規発 第2104063、210922 3号)	○10/15の面談において以下のコメントを頂いており、11/26の面談において「地震応答解析について、地盤改良後の地盤モデルで再評価する旨回答。下線部は11/19、11/26、12/16の面談において回答したが再度説明を求められている状況。 ・初期地盤モデルとして、1F-5・6号機の地盤モデルを使用することの妥当性を説明すること。 ・クレーン本体の耐震評価について説明すること。 ○11/26面談で回答した地震応答解析の再評価については、3/5面談において速報として中間報告を実施。次回以降面談において、建屋の応答解析等の結果を報告予定。 ○12/16面談を実施し、以下のコメントを頂いている状況。 ・NS、EW、Zの3方向の解析結果をSRSSによって組み合わせる評価方法について、先行実績等も踏まえて、その妥当性を示すこと。 ○2/9、2/16に面談を実施し、以下のコメントを頂いている状況。 ・適切な地震応答解析を踏まえ、適切な地震加速度等を用い、クレーン、架台の耐震計算を行うこと。 ○3/26に面談を実施し、以下のコメントを頂いており、回答準備中。 ・2/13の福島県沖地震をふまえて、審査中の案件について、影響評価に係る対応方針と今後のスケジュールを示すこと。 ○4/9に面談実施し、以下のコメントを頂いている状況。 ・吸着塔支持はりの自重に対する評価や保管架台の転倒評価について、鉛直方向の動的地震力による評価及び水平方向地震力との組み合わせ評価を行い示すこと。 ・構造材料の材料物性、断面特性、許容応力等について、強度評価対象となる全ての部材を整理すること。 ○4/8、4/22に2月13日地震を踏まえた今後の評価に係る面談において、以下のコメントを頂いており、適用する地震動が決まったところで再度説明を行う予定。 ・2月13日地震の大きさの特定と今後の設計にどのような地震波を適用するか、整理すること。 ○7/5に面談を実施。面談において以下のコメントを頂いている状況。 ・公衆への放射線影響評価について吸着塔本体や架台が健全であることが前提としているが、詳細を説明すること。 【経緯】 ○7/22変更認可申請及び面談を実施し、以下のコメントを頂いており、9/25の面談にて回答。 ・架台の構造図、接続方法等を示し、解析モデルの妥当性を説明すること。耐震性評価に用いている応答スペクトルの設定方法を示し、妥当性を説明すること。 ○9/8の面談にて以下のコメントを頂いており、9/25の面談にて回答。 ・架台の構造図について、基礎固定部及び鋼材接続方法について説明すること。 ○9/25に面談にて以下のコメントを頂いており、10/15の面談にて回答。 ・架台の耐震評価について静的震度における耐震強度評価を説明すること。 ○11/19に面談を実施し、以下のコメントを頂いており、12/16の面談にて回答。 ・クレーンが転倒した際の建屋への波及的影響について説明すること。

<p>4 使用済セシウム吸着塔一時保管施設(第三施設)の変更</p>	<p>・II 2.5 本文 添付2 添付3 添付14</p> <p>2.16.1 本文(変更なし) 添付4</p> <p>2.16.2 本文(変更なし) 添付7</p> <p>・III 第3編 2.2.2</p> <p>・別冊5</p>	<p>R2.11.17</p>	<p>廃炉発官R2 第178号</p>	<p>No.1,11 No.1  No.9,10,11 No.11  No.10,11 No.11  No.1.2,3,6,10  No.11  と重複</p>	<p>要 【記載変更】 【既認可反映】 (原規規発第 2101291,2104063,2 109223号)</p>	<p>○4/8に2月13日地震を踏まえた今後の評価に係る面談において、以下のコメントを頂いており、回答準備中。 ・2月13日の地震を踏まえたボックスカルバートに係る影響評価を示すこと。 ○7/21面談を実施し、以下のコメントを頂いている状況。 ・第三施設からの直接線・スカイシャイン線による実効線量評価においてスラリーの放射能濃度をⅢ第3編2.2内の「評価対象核種及び放射能濃度」の3/4としている理由について、Sr90の制動放射X線の寄与が大きいとされているが、敷地境界線量評価に対してどの程度寄与しているなど、線量評価との関連性を説明すること。</p> <p>【経緯】 ○11/17変更認可申請、面談を実施。面談にて以下のコメントを頂いており、12/23の面談において回答。 ・ボックスカルバート192機設置にあたり、ALPSの運転状況やHICが逼迫することを踏まえて設置時期が妥当であることを説明すること。 ○12/23面談において、以下のコメントを頂いており、2/9の面談において回答。 ・ボックスカルバートに格納するHICの分類の表面線量のしきい値の変更を行うにあたり、HICの表面線量を測定している計器の誤差も考慮しているのか説明すること。 ○3/30に以下のコメントを頂いており、6/24の面談において回答。 ・ボックスカルバート192機設置にあたり、発生する水素量を示すこと。 ○5/17に以下のコメントを頂いており、6/24の面談において回答。 ・HIC吊り上げ中に地震がきたときの影響を説明すること。 ○6/24面談において、以下のコメントを頂いており、7/21の面談において回答。 ・HIC表面線量測定について、遠隔機器を用いて行っているとのことだが、HICのどの位置を測定しているか等測定方法等について説明すること。</p>
<p>5 2号機燃料取り出し関連設備の設置 (燃料取扱設備設置、2号機オペレーティングフロアの遮蔽、燃料取り出し用構台設置)</p>	<p>・II 2.11 本文 添付1-1 添付1-2 添付3-1 添付4-1 添付4-2 添付4-3 添付5</p> <p>2.15 本文 添付1</p> <p>・III 第1編 附則</p> <p>第3編 2.1.3</p> <p>第3編 3.1.2</p>	<p>R2.12.25</p>	<p>廃炉発官R2 第226号</p>	<p>No.8,12  No.12  No.8   No.7,12 No.12  No.1.2,6,7,12  No.6,12  No.7,12  と重複</p>	<p>要 【既認可反映】 (原規規発第 210122, 2102022 号,2102222,210406 3 号,2107074,21072 7,1,2109223号)</p>	<p>○3/9面談にて頂いた下記コメントについては、6/10の面談にて回答したが、再度回答を求められており、8/24の面談において回答。 ・弾性支承及びオイルダンパについて、使用前検査で何を確認すべきか、確認方法も含めて説明すること。 ○3/17面談実施し、以下のコメントを頂いている状況。 ・地震時の荷重の組合せの考え方を整理の上、適切な地震動を用いて評価を行うこと。 ・原子炉建屋及び燃料取り出し用構台の地震応答解析モデルにおける全ての床応答スペクトル算定条件及び結果の詳細を示すこと。 ○5/18の面談において、以下のコメントを頂いている状況。 ・燃料取扱設備に適用する許容応力について、基準地震動Ssに対する波及的影響の確認方法と併せて、その設定の考え方を改めて整理して説明すること。 ○5/28の面談において、以下のコメントを頂いている状況。 ・移送操作中の燃料集合体の落下時の影響評価について、現在の燃料冷却や配置等の状況を踏まえ、現実的な評価となるよう考え方を整理し、改めて説明すること。 ○6/10の面談において、以下のコメントを頂いており、7/14、8/16面談で回答。 ・ばね付きオイルダンパの原子炉建屋との水平摩擦力を無視できることを、境界条件となるテフロン板とステンレス板の摩擦係数を具体的に示し、説明すること。 ・ばね付きオイルダンパへの影響や遮蔽コンクリートとの離隔距離が確保されていることを確認するため、ランウェイガータの鉛直方向、水平方向の最大変位を説明すること。 ・耐震設計で考慮している改良地盤はMMSや既存基礎部、既存人工岩盤を含んだ構成となっている。改良地盤として扱って問題ないことを説明すること。 ○6/23の面談において、以下のコメントを頂いている状況。 ・自動消火装置の消火方法と仕様について、想定している火災の発熱量、温度上昇等に対して技術的に妥当であることを定量的に説明すること。 ○8/16に面談を実施し、以下のコメントを頂いている状況。 ・燃料取扱設備が原子炉建屋と燃料取り出し用構台の中間にある場合の固有周期を示し、耐震評価位置選定の妥当性を説明すること。 ○8/24面談を実施し、以下のコメントを頂いている状況。 ・オイルダンパの性能検査で実施する試験について、オイルダンパを含め試験速度、解析で得られた応答速度及び機器仕様としての最大速度の関係を整理し、試験条件の設定の考え方を説明すること。 ・換気設備のダストモニタについて、排気設備切り替えに伴う系統構成の変更施設定期検査の確認項目に影響しない理由を詳細に説明すること。 ○9/29に面談予定。</p> <p>【経緯】 ○12/25変更認可申請。12/25、1/13に面談を実施し、1/28の面談において回答。 ・各クレーンの位置制御方法、安全機能について説明すること。燃料取扱機、クレーンの定格荷重の根拠を説明すること。SFPゲートへの衝突防止対策について説明すること。 ○1/21「燃料取り出し用カバーの構造強度及び耐震性」に関する面談において、以下のコメントを頂いており、1/28の面談にて回答。 ・燃料の保管状況や健全性について、評価し実施計画に記載すると共に、説明すること。 ○2/4「放射性物質の飛散・拡散を防止するための機能」に関する面談を実施し、以下のコメントを頂いており、3/25の面談にて回答。 ・換気設備の全体的な考え方について、設定条件を示しつつ説明すること。 ・遮へい体の形状や主要部の構造等と提示し、計算書として纏めること。 ○3/9「燃料取り出し用カバーの構造強度及び耐震性」の面談において以下を回答。 ・オイルダンパ、弾性支承について、断面図等を用いて配置を示すとともに、設置目的や役割、解析上のモデル化の具体例を示すこと。 ○1/28「燃料取扱設備の構造強度及び耐震性」に関する面談において、以下のコメントを頂いており、4/1の面談にて回答。 ・遮蔽水深の確保の考え方について、説明すること。 ○2/10「オペフロ床面に設置する遮へい体の落下防止」に関する面談を実施し、以下のコメントを頂いており、3/25の面談にて回答。 ・除染について、具体的な工法を説明すること。 ○3/9「燃料取り出し用カバーの構造強度及び耐震性」に面談において、以下のコメントを頂いており、3/17の面談にて回答。 ・燃料取扱設備の耐震評価をする際のカモーメント(反力の方向や設備の評価位置等)について説明すること。 ○3/25面談実施し、以下のコメントを頂いており、4/14の面談にて回答。 ・遮蔽体の耐震評価について、水平方向のみでなく、鉛直方向についても考慮すること。 ○4/1面談にて頂いた下記コメントについては、4/14の面談にて回答。 ・使用済燃料プール内で遮蔽水深を確保しながら燃料移動をするための燃料取扱機の制御設計及び運転操作上の留意点について、具体的な移動例を用いて説明すること。 ○2/18「放射線モニタリング、放射線管理関係設備等」に関する面談を実施し、以下のコメントを頂いており、4/15/28の面談にて回答。 ・エリア放射線モニタを設置する2箇所について、作業ステップ毎の作業員の配置、作業内容、想定被ばく量等を説明すること。 ・作業エリアの雰囲気線量計画値(0.05mSv/h)の設定根拠を詳細に説明すること。 ○4/1面談実施し、以下のコメントを頂いており、6/4の面談において回答。 ・リスクアセスメントについて、あらゆる想定事象が網羅されていることが分かるように全体像を示すとともに、燃料損傷、使用済燃料プールの損傷等の原子力安全に関わる重大事故については、他の想定リスクも含めて詳細に説明すること。 ○4/14面談実施し、以下のコメントを頂いており、5/28の面談において回答。 ・燃料取扱機の昇降レベルを一定にするための燃料取扱機の制御について、信頼性の確保に係る考え方を説明すること。 ・燃料取扱設備の監視・制御装置において、多様化・多重化した計器類を挙げるとともに、当該計器類を用いて安全に設備を運用するために検出すべき状態(過荷重等)について説明すること。 ・品質管理強化策について、関係部門の横断的な体制が設置及び運用段階まで継続することが分かるように示すこと。 ○5/11の面談において、以下のコメントを頂いており、6/10の面談にて回答。 ・ばね付きオイルダンパ及び弾性支承における水平方向力を負担しない機構について、一般産業施設等における実績を示すとともに、確実に実現できることを具体的に説明すること。 ・地盤及び改良地盤の物性値(動的変形特性等)について、設定根拠及びその適用性を明示すること。 ○6/4の面談において、以下のコメントを頂いており、6/23面談で回答。 ・2号機燃料取り出し設備設置における火災対策を説明すること。 ○7月14日の面談においては、技術的なコメントは頂いていない状況。</p>

<p>6 多核種除去設備スラリー安定化処理設備設置</p>	<p>・II 2.16.5(新規) 本文 添付1 添付2 添付3 添付4 添付5 添付6 添付7</p> <p>・III 第1編 附則 第2編 附則 第3編 2.1.3 第3編 2.2.2 別冊9</p>	<p>R3.1.7 R3.4.15</p>	<p>廃炉発官R2 第232号 廃炉発官R3第 17号</p>	<p>No.1.2.5.7.12 No.1.2.7 No.5.12 No.1.2.3.4.10 と重複</p>	<p>要 【記載変更】 【既認可反映】(原 規規発第 2107074.2107271.2 109223号)</p>	<p>○4/23面談を実施しており、以下のコメントを頂いており、6/2の審査面談及び6/7、7/12監視評価検討会で下線部については、回答。 ・当該設備におけるSr-90の取扱量はIAEA基準に照らせば、遮蔽付きグローブボックス等が必要とする取扱量であるため、これを開放空間において安全に取り扱えとする考え方及び理由について説明すること。 ・フィルタープレス機がある部屋の空気中の放射性物質濃度の評価結果は全面マスクを用いても入室できないほど高レベルとなっているが、トラブル等の際には若干時間をかけて換気を行えば全面マスクで入域できるとする考え方及び理由について説明すること。 ・当該設備では放射性物質を取り扱う設備において重要なバウンダリの考慮がなされていないが、その考え方及び理由について説明すること。 ・設備の運転において、作業員が行う作業内容や、その際に想定されるリスク及び対策について説明すること。 ・放射性ダストが飛散するおそれが最も高い工程として脱 waters の落下時の想定がされているが、HIC内の揮発作業やフィルタ交換、トラブル時にフィルタープレス機への作業員の接近による再飛散等、考え得る様々な状況に対して、最大のリスクとなるような評価がなされているか説明すること。 ・耐震評価については、2/13の地震についての地震動の分析評価を踏まえた上で、再度説明すること。</p> <p>【経緯】 ○1/7変更認可申請し、面談を実施。以下のコメントを頂いており、2/25の面談にて回答。 ・建物の耐震B.Cエリア、耐震B.Cクラスの設備がどのような設備があるのか整理し説明すること。 ・建屋内の換気管理を行うエリアを詳細に説明すること。 ・建屋の防火対策について、法律の観点と設備の特殊性の観点を踏まえ、説明すること。 ○2/25面談にて、以下のコメントを頂いており、4/23の面談にて回答。 ・設備のメンテナンスについて、メンテナンス時の作業員の被ばく等について説明すること。 ・保管容器の構造・仕様等について説明すること。 ・崩壊熱や可燃性ガスの評価計算に用いている値の根拠を説明すること。 ○3/17面談にて、一部補正の申請時期を説明。併せて、以下のコメントを頂いており、4/23の面談にて回答。 ・安全確保策(火災に関する記載や、避難経路等に関する記載)に関する記載を検討すること。 ○4/15補正申請。 ○6/2の審査面談及び6/7監視評価検討会において、下記のコメントを頂いており、7/12の監視評価検討会で回答。 ・閉じ込め機能を達成する上で、非常用電源の設置、フィルター排風機の多重化、ダストモニタリングの連続監視が必要であると考え、これを踏まえた東電の考え方を示すこと。 ・脱 waters 保管容器について、40年という耐用年数を担保するのであれば、炭素鋼の使用条件を見直すべき。</p>
<p>7 放射線物質分析施設第1棟の運用開始に伴う管理対象区域他の変更 増設雑固体廃棄物焼却設備 焼却炉境界部の構造変更 作業環境改善に伴う防護設備の運用変更</p>	<p>・II 2.15 本文(変更なし) 添付2 2.41 本文 2.44 本文(変更なし) 添付14,15</p> <p>・III 第1編 附則 添付1 添付2 第2編 附則 添付1 添付2 第3編 3.1.2</p>	<p>R3.2.17 R3.8.4 R3.8.20</p>	<p>廃炉発官R2 第261号 廃炉発官R3 第69号 廃炉発官R3 第79号</p>	<p>No.5.12 No.1.2,5,6,12 No.1.2,6 No.5.12 と重複</p>	<p>要 【記載変更】 【既認可反映】(原 規規発第2109223 号)</p>	<p>○「増設雑固体廃棄物焼却設備 焼却炉境界部の構造変更」について、8/23に面談を実施し、以下のコメントを頂いており、9/1の面談において回答。 ・管理対象区域の変更について、変更後のアクセス方法等も含めた運用を説明すること。 ○9/1の面談において、コメントは頂いていない状況。</p> <p>【経緯】 ○2/17変更認可申請し、面談を実施。以下のコメントを頂いており、3/18の面談にて回答。 ・施設管理棟から入域する実際の動線や装備について説明すること。 ・管理区域と管理対象区域の設定根拠について説明すること。 ○3/18面談にて、以下のコメントを頂いており、3/31の面談にて回答。 ・施設管理棟付近に設置する通用門建屋について、管理対象区域図に図示しているが、その建屋名の記載が管理対象区域にない理由を説明すること。 ○3/31面談にて、コメントは頂いていない状況。 ○8/4に補正申請(増設雑固体廃棄物焼却設備 焼却炉境界部の構造変更)を実施。 ○8/20に補正申請(作業環境改善に伴う防護設備の運用変更)を実施。</p>
<p>8 1号機原子炉建屋大型カバー設置 1号機原子炉建屋既存カバー解体</p>	<p>・II 2.11 本文 添付4-2 添付6</p>	<p>R3.6.24</p>	<p>廃炉発官R3 第43号</p>	<p>No.5.12 No.5 と重複</p>	<p>否</p>	<p>○7/19の面談において、以下のコメントを頂いており、8/23の面談において回答したものの、再度回答が求められており、9/7の面談において下線部は回答。 ・R/B外壁について、事故の影響を考慮した健全性評価方法を説明すること。 ・高線量下を踏まえた鉄骨建方の計画や、アンカーの打設計画を説明すること。 ○9/7の面談において、以下の主なコメントを頂いている状況。 ・原子炉建屋の外壁の事故後の健全性が確認できていないことから、アンカー削孔作業前に原子炉建屋の非破壊検査等の外壁調査を実施すること。 ・原子炉建屋大型カバーの荷重がアンカーを介して伝わる原子炉建屋の応力集中部位について、事故後の状態及び健全性を整理し、説明すること。</p> <p>【経緯】 ○6/24変更認可申請。6/28に面談を実施し、以下のコメントを頂いており、7/19に面談において回答。 ・燃料取り出し計画全体像、設計仕様との相互関係、燃料取り出しまでの工程等がわかるように整理すること。 ・先行して組み立てる仮設構台と大型カバーとの関係を説明すること。 ・3、4号機の原子炉建屋カバーとの比較を整理して説明すること。</p>
<p>9 多核種除去設備の使用前検査受検に伴う記載変更</p>	<p>・II 2.16.1 本文 添付9 添付11</p>	<p>R3.7.2</p>	<p>廃炉発官R3 第48号</p>	<p>No.4.10,11 と重複</p>	<p>否</p>	<p>○8/5の面談において、以下のコメントを頂いており、8/26の面談において回答。 ・除去性能確認をするための確認試験の試験条件の設定の考え方を具体的に説明すること。 ・異常時の対応について、吸着塔での異常を早期検出する手法とその際の対応を具体的に説明すること。 ○8/26面談において、本申請が安全上の措置に係る実施計画の内容に変更がなく、審査に該当しないと判断されたことを規制庁より説明を受け、本申請を取り下げたことを承した。 本件は記載の適正化として、別案件の補正申請に合わせ、再度申請を行う。</p> <p>【経緯】 ○7/2変更認可申請。7/7に面談を実施し、以下のコメントを頂いており、8/5の面談において回答。 ・ALPSの除去性能の確認するための確認試験について、目的、試験内容、試験で確認できた内容を具体的に説明すること。 ・設備不具合等の異常時においても、各核種の濃度への影響を極力低減させる措置を説明すること。 ・今回確認した除去性能を維持するための方法(保守、運用等)について、ホット試験の結果も踏まえて説明すること。</p>

10	増設多核種除去設備の前処理設備改造工事	<ul style="list-style-type: none"> <li>・II</li> <li>2.16.1 本文(変更なし) 添付2</li> <li>2.16.2 本文 添付1 添付3 添付4 添付5 添付9</li> <li>2.16.3 本文(変更なし) 添付4</li> <li>・III</li> <li>第3編 2.2.2</li> </ul>	R3.7.27	廃炉発官R3 第63号	<ul style="list-style-type: none"> <li>No.4.9.11</li> <li>No.11</li> <li>No.4.11</li> <li>No.11</li> <li>No.1.2.3.4.6</li> <li>と重複</li> </ul>	<p>要 【既認可反映】(原 規規発第2109223 号)</p>	<p>○7/27変更認可申請。7/28に面談を実施し、主に以下のコメントを頂いており、9/9の面談において回答。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・本施設により期待されるメリットを定量的に示すこと。また、本施設が後段の吸着塔の除去性能や各系列の処理量に及ぼす影響を説明すること。</li> <li>・追設設備の仕様について、材料や容量等の選定理由を説明すること。</li> <li>・追設設備に係わる確認事項を具体的に説明すること。</li> </ul> <p>○9/9の面談において、以下の主なコメントを頂いている状況。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・本設備を追設する事で、CFFの詰まり発生頻度及び設備利用率の改善効果及びスラリー濃縮率向上に伴うHIC発生量低減効果を定量的に説明すること。</li> <li>・線量評価に使用した放射能濃度について、水中に含まれる放射性核種が除外されている事を含め、設定の考え方を詳細に説明すること。</li> <li>・強度・耐震評価について、第30回原子力規制委員会(9/8)で了承された耐震設計における地震動と適用の考え方を踏まえ、追設設備の耐震設計の考え方を詳細に説明すること。</li> </ul> <p>【経緯】</p>
11	中低濃度タンク(G4北、G5エリア)の設置	<ul style="list-style-type: none"> <li>・II</li> <li>2.5 本文 添付1 添付9 添付12</li> <li>2.16.1 本文(変更なし) 添付2 添付4</li> <li>2.16.2 本文(変更なし) 添付4 添付7</li> <li>2.36 本文 添付1 添付2 添付6</li> <li>・別冊5</li> </ul>	R3.8.2	廃炉発官R3 第68号	<ul style="list-style-type: none"> <li>No.1.4</li> <li>No.4.9.10</li> <li>No.10</li> <li>No.4</li> <li>No.4.10</li> <li>No.10</li> <li>No.4</li> <li>No.4</li> <li>と重複</li> </ul>	<p>要 【記載変更】</p>	<p>○8/23の面談で頂いたコメントについては、補正申請で対応する。</p> <p>○補正準備中</p> <p>【経緯】</p> <p>○8/2変更認可申請。8/4に面談を実施。8/4の面談において以下のコメントを頂いており、8/17第2回審査会において回答。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ALPS処理水放出のために転用するタンクの代替と追加する新設タンクの必要性を説明すること。</li> <li>・本タンクに貯留するALPS処理水の濃度を明確にしたうえで、機能喪失時における公衆への放射線影響評価等を踏まえた耐震クラス分類を説明すること。</li> <li>○8/17の第2回審査会において以下のコメントを頂いてお、8/23の面談において回答。</li> <li>・機能喪失時の環境への影響評価にあたっては、直接線・スカイシャイン線による被ばく評価および気中移行に伴う被ばく評価も考慮し、説明すること。</li> <li>・漏えい発生時の機動的対応について説明すること。</li> <li>・波及的影響について、処理水移送配管への影響有無・程度を説明すること。</li> </ul>
12	1号機原子炉建屋を覆う大型カバーへの換気設備他設置	<ul style="list-style-type: none"> <li>・II</li> <li>2.3 本文 添付9</li> <li>2.11 本文 添付3-1 添付7</li> <li>2.15 本文 添付1</li> <li>・III</li> <li>第1編 附則</li> <li>第3編 2.1.3 3.1.2</li> </ul>	R3.8.23	廃炉発官R3 第80号	<ul style="list-style-type: none"> <li>No.5.8</li> <li>No.5</li> <li>No.5.7</li> <li>No.5</li> <li>No.1.2.5.6.7</li> <li>No.5.6</li> <li>No.5.7</li> <li>と重複</li> </ul>	<p>要 【既認可反映】(原 規規発第2109223 号)</p>	<p>○8/23変更認可申請。8/27に面談を実施し、以下のコメントを頂いており、9/16の面談において回答。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・本申請の設置及び変更の目的を明確に示した上で、各設備等の役割を説明すること。</li> <li>・換気設備の設計条件について、排気風量の設定根拠を説明すること。</li> <li>・非常用注水設備の代替手段について、大型カバー設置前後で方法を比較し、説明すること。</li> </ul> <p>○9/16の面談において以下のコメントを頂いている状況。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・設定用外気温度について、約40年前の気象データを使用しているため、至近の気象データで評価した場合の必要風量評価を説明すること。</li> <li>・大型カバー壁面からの熱負荷を評価し、説明すること。</li> </ul>

No.	件名	変更予定箇所	申請予定時期	概要
①	固体廃棄物貯蔵庫の増設	・II 2.10 ・III 第1編 ・III 第2編 ・III 第3編	R3.10	【概要】 固体廃棄物貯蔵庫第10棟の新設。
②	2号機原子炉圧力容器室素封入ライン追設	・II 2.2	R3.10	【概要】 2号機原子炉圧力容器室素封入ラインは単一構成となっていることから、原子炉建屋内に隔離弁ユニットを追設、並びに封入ライン追設(2箇所：N3D、N11Bノズル)することで、設備の信頼性向上を図ること。 申請中の「放射性物質分析施設第1棟の運用開始に伴う管理対象区域他の変更他」に合わせて申請予定。
③	実施計画III第1編、第2編の保全区域に係る変更について	・III 第1編 ・III 第2編	R3.10	【概要】 保全区域設定基準の明確化とそれに基づいた保全区域図の変更を行う。 申請中の「放射性物質分析施設第1棟の運用開始に伴う管理対象区域他の変更他」に合わせて申請予定。
④	3号機 使用済燃料プール循環冷却系二次系共用設備配管撤去他	・II 2.3 ・III 第1編	R3.10	【概要】 3号機使用済燃料プールからの使用済燃料取り出し完了に伴い、冷却機能及び温度管理が不要になったことから、使用済燃料プール循環冷却系二次系共用設備配管の撤去に伴い実施計画IIの変更及び実施計画IIIの変更を行う。あわせて、コンクリートポンプ車の老朽化に伴い、バックアップ設備である高所送水車を非常用注水設備の代替注水手段の1つにする。 申請中の「放射性物質分析施設第1棟の運用開始に伴う管理対象区域他の変更他」に合わせて申請予定。
⑤	サブドレンピットの移設(No20, 21)	・II 2.6 ・II 2.35 ・III 第3編	R3.11	【概要】 2号機燃料取り出しに伴う構台設置のための地盤改良工事の影響を考慮し、No.20・21ピットの位置を変更する。 他案件に合わせて申請予定。
⑥	多核種除去設備の連絡配管設置	・II 2.16.1 ・II 2.16.2 ・II 2.16.3	R3.11	【概要】 既設ALPSサンプルタンク(フランジ型)の運用における信頼性を向上させることを目的に、既設ALPSから増設・高性能ALPSのサンプルタンク(溶接型)に処理した水を送ることができる『連絡配管』を設置する。
⑦	5・6号機滞留水処理済水構内散水量の変更	・III 第3編	R3.11	【概要】 5・6号機Fタンクエリアフランジタンク内包水の減容を早期に実施するため、5・6号機滞留水処理済水構内散水量を70,000kg/日から80,000kg/日へ変更および散水量変更に伴う線量評価の変更を行う。
⑧	2号機燃料取扱設備の設置	・II 2.11 ・II 2.15 ・III 第1編 ・III 第3編	R3.11	【概要】 本件は現在申請中の「2号機燃料取り出し関連設備の設置」から2号機燃料等を取り扱う燃料取扱設備の機器設計・製造・設置に関する内容を分割して申請するもの。
⑨	濃縮水タンク内濃縮廃液の移送	・III 第3編2.2	調整中	【概要】 濃縮水タンクに保管されている濃縮廃液を保管用の濃縮廃液貯槽に移送を行う。 申請中の「セシウム吸着塔一時保管施設(第三施設)の変更」に合わせて申請予定。
⑩	ALPS処理水海洋放出設備設置	調整中	調整中	【概要】 ALPS処理水海洋放出について政府方針が決定されたことから、海洋放出に必要な設備を新設する。
⑪	2号機のPCV内部調査及び試験的取り出し作業のうち試験的取り出し	・V	調整中	【概要】2号機PCV内部調査にあわせて実施する試験的取り出し作業であり、少量の燃料デブリをアーム型装置で取り出しを行う。
⑫	建屋滞留水の定義変更に伴う実施計画変更	・III 第1編	調整中	【概要】 床面以下に貯留する残水について一部管理方法の変更に伴う実施計画の変更。

現状の審査状況を踏まえた優先案件の整理

【重複箇所のある案件】

優先度:高

No.7 放射性物質分析施設第1棟の運用開始に伴う管理対象区域他の変更  
増設雑固体廃棄物焼却設備 焼却炉境界部の構造変更  
作業環境改善に伴う防護装備の運用変更

Ⅲ第1編、Ⅲ第2編

- Ⅲ章第1編、第2編の重複案件の流れ
- 放射性廃棄物等の管理
- 使用済燃料プールからの燃料取り出し設備の重複案件の流れ
- 放射線管理
- 目次、別冊集目次の重複案件の流れ

【重複箇所のない案件】

No.8 1号機原子炉建屋大型カバー設置  
1号機原子炉建屋既存カバー解体  
Ⅱ.11

No.10 増設多核種除去設備の前処理設備改造工事  
Ⅱ.16.1、Ⅱ.16.2、Ⅱ.16.3、Ⅲ.3.2.2.2

【実施計画一覧表】

I 特定原子力施設の全体工程及びリスク評価	1 全体工程	1.1	全体工程 1~4号機の工程	
	2 リスク評価	1.2	5-6号機の工程	
1 設計、設備について考慮する事項		2.1	リスク評価の考え方	
	2.2	特定原子力施設の敷地境界及び敷地外への影響評価		
	2.3	特定原子力施設における主なリスク		
	2.4	特定原子力施設の今後のリスク低減対策		
	1.1	原子炉島の監視		
	1.2	残留物の除去		
	1.3	原子炉格納施設雲間気の監視等		
	1.4	不活性雰囲気維持		
	1.5	燃料取出し及び取り出した燃料の適切な貯蔵・管理		
	1.6	電源の確保		
	1.7	電源喪失に対する設計上の考慮		
	1.8	放射性固体廃棄物の処理・保管・管理		
	1.9	放射性液体廃棄物の処理・保管・管理		
	1.10	放射性気体廃棄物の処理・管理		
	1.11	放射性物質の放出抑制等による敷地周辺の放射線防護等		
	1.12	作業者の被ばく量の管理等		
	1.13	緊急時対策		
	1.14	設計上の考慮		
	II 特定原子力施設の設計、設備	2 特定原子力施設の構造及び設備、工事の計画	2.1	原子炉圧力容器・格納容器注水設備
			2.2	原子炉格納容器内窒素封入設備
2.3			使用済燃料プール設備	
2.4			原子炉圧力容器・格納容器ホウ酸水注入設備	
2.5			汚染水処理設備等	
2.6			滞留水を貯留している(滞留している場合を含む)建屋	
2.7			電気系統設備	
2.8			原子炉格納容器ガス管理設備	
2.9			原子炉圧力容器内・原子炉格納容器内監視計測器	
2.10			放射性固体廃棄物等の管理施設	
2.11			使用済燃料プールからの燃料取り出し設備	
2.12			使用済燃料共用プール設備	
2.13			使用済燃料乾式キャスク収保管設備	
2.14			監視室・制御室	
2.15			放射線管理関係設備等	
2 特定原子力施設の構造及び設備、工事の計画			2.16.1	多核種除去設備
			2.16.2	増設多核種除去設備
			2.16.3	高性能多核種除去設備
			2.16.4	高性能多核種除去設備検証試験装置
			2.17	放射性固体廃棄物等の管理施設及び関連施設(雑固体廃棄物焼却設備)
		2.18	5-6号機に関する共通事項	
		2.19	5-6号機 原子炉圧力容器	
		2.20	5-6号機 原子炉格納施設	
		2.21	5-6号機 制御棒及び制御棒駆動系	
		2.22	5-6号機 残留物除去系	
		2.23	5-6号機 非常用炉心冷却系	
		2.24	5-6号機 復水補給水系	
		2.25	5-6号機 原子炉冷却材浄化系	
		2.26	5-6号機 原子炉建屋常用換気系	
		2.27	5-6号機 燃料プール冷却浄化系	
		2.28	5-6号機 燃料取扱系及び燃料貯蔵設備	
		2.29	5-6号機 非常用ガス処理系	
		2.30	5-6号機 中央制御室換気系	
		2.31	5-6号機 構内用輸送容器	
		2.32	5-6号機 電源系統設備	
2.33		5-6号機 放射性液体廃棄物処理系		
2.34		5-6号機 計測制御設備		
2.35		サブドレン他水処理施設		
2.36		雨水処理設備等		
2.37		モバイル型ストロンチウム除去装置等		
2.38	R20濃縮水処理設備			
2.39	第一モバイル型ストロンチウム除去装置等			
2.40	放水路浄化設備			
2.41	放射性物質分析・研究施設 第1棟			
2.42	大型機器除染設備			
2.43	油処理装置			
2.44	放射性固体廃棄物等の管理施設及び関連施設(増設雑固体廃棄物焼却設備)			
2.45	大型廃棄物保管庫			

III 特定原子力施設の保安	第1編(1号炉、2号炉、3号炉及び4号炉に係る保安措置)		1号炉、2号炉、3号炉及び4号炉に係る保安措置
	第2編(5号炉及び6号炉に係る保安措置)		5号炉及び6号炉に係る保安措置
第3編(保安に係る補足説明)	1 運転管理に係る補足説明	1.1	巡視点検の考え方
		1.2	火災への対応
	2 放射性廃棄物等の管理に係る補足説明	1.3	地震及び津波への対応
		1.4	豪雨、台風、竜巻への対応
3 放射線管理に係る補足説明	1.5	5-6号機 滞留水の影響を踏まえた設備の運転管理について	
	1.6	安全確保等の運転責任者について	
4 保守管理に係る補足説明	1.7	1~4号機の滞留水とサブドレンの運転管理について	
	1.8	地下水ドレンの運転管理について	
IV 特定核燃料物質の防護	2.1	2.1	放射性廃棄物等の管理
		2.2	線量評価
V 燃料デブリの取出し・廃炉	3.1	3.1	放射線防護及び管理
		4.1	保全計画策定の考え方
VI 実施計画の実施に関する理解促進	4.2	4.2	5-6号機 滞留水の影響を踏まえた設備の保守管理について
VII 実施計画に係る検査の受検			
別冊		1	
		2	
		3	
		4	
		5	
		6	
		7	
		8	
		9	
		12	
		13	
		14	
		15	
		16	
		17	
		18	
	19		
	20		
	21		
	22		
	23		
	24		

2021年9月27日（月）  
東京電力ホールディングス株式会社

特定原子力施設監視・評価検討会 第94回の議題に関するご相談

第94回会合の議題候補（案）

- ① H I C 移し替え装置（S E D S）の出口フィルタの破損に関する状況について
- ② 廃棄物の管理方法について
- ③ 廃棄物の性状把握について（分析施設の本格始動）
- ④ 2. 1 3 地震対応（Dエリアの特異性調査の状況）
- ⑤ H I C の移し替え作業の進捗状況

以 上

## HIC 排気フィルタ破損事案に係る東京電力ホールディングス株式会社に求める対応について

令和3年9月27日

原子力規制庁

東京電力福島第一原子力発電所事故対策室

令和3年9月13日の特定原子力施設監視・評価検討会において、東京電力ホールディングス株式会社から説明のあった、スラリーのHICへの移送時に用いる排気フィルタの破損事案に関し、下記に示す事項について、事実関係・情報共有範囲・判断した者・背景事情と共に整理し、それらを踏まえて今後取り組むべき対応を今後の特定原子力施設監視・評価検討会において説明すること。

### 記

#### 1. 2年前の対応を反省して実践すべきこと

2年前に同様の排気フィルタの破損が認められたが、そのことを当時公表せず、原因究明を行わないまま全数交換していたことに関し、以下の(1)～(3)についてどのような状況であったのか。また、どのようにすべきであったと考えているか。

- (1) CAP・不適合管理
- (2) 放射性物質の閉じ込めに対する重要性の認識と対応
- (3) 保全区分（予防・監視・事後）や運用管理の考え方と適切な運用

#### 2. 今回の破損に気付いて実践すべきこと

今後、以下の(1)～(4)についてどのようにすべきと考えているか。

- (1) 適切な代替・修復措置
- (2) ダスト濃度測定などの閉じ込め機能監視
- (3) 適切な保守管理方法
- (4) 放射性物質の閉じ込めに対する重要性の認識と施設設計・運用への反映

#### 3. 9月13日の特定原子力施設監視・評価検討会での対応

どのような理由で2年前の排気フィルタ破損の扱いについて説明しなかったのか。また、どうすべきであったと考えているか。

#### 4. 情報公開のあり方

東電・廃炉カンパニーからの情報公開に係る意思決定、決裁の仕組みについて説明すること。情報の公開に係る決裁はどのレベルで完結するのか、広報部の関与はどのようになっているのか、等。

すべてをCDOが把握し、理解するのは不可能。再発防止には、情報公開に係る権限、責任を出来るだけ現場に近いレベルに委ねた方が良いのではないか。

以上